

決算書の主な科目からみた課否判定

1. 一般用

※税額控除の調整

科 目	取 引 内 容 等	判定	摘 要
売上（収入）金額 （雑収入を含む）	商品・製品の販売、請負工事、賃貸料	課	国内取引に限る
	売上値引・戻し高・割戻し	※	課税標準に対する税額からの控除項目（売上げから控除する方法も可）
	ビール券・図書券の販売	非	商品と引換え又は役務の提供を行ったときに課税売上げとなる
	土地の販売	非	土地と建物を一括譲渡した場合は合理的に区分してそれぞれの譲渡対価を計算する
	建物の販売	課	
	受取利息・割引料	非	
	保険金収入	不	損害賠償金を含む
	自動販売機設置手数料	課	
売上原価	家事用消費	課	課税資産に限り、原則として時価で課税
	事業用消費	不	
	期首商品（製品）棚卸高	仕入れたときに仕入税額控除済	免税事業者⇒課税事業者になった場合、当期の課税仕入れとみなす
	仕入金額	商品（下記を除く）の仕入れ	消費者、免税事業者からの仕入れを含む
経費		ビール券・図書券の仕入れ	事業用に使用した場合は課税仕入れ（仕入れから控除する方法も可）
		値引き・割戻し・戻り高	※
	期末商品（製品）棚卸高	期中仕入れで控除済	翌年に課税事業者⇒免税事業者になる場合、当期の課税仕入れ等の税額から控除
	租税公課	所得税、事業税、印紙税、消費税、青申会・商工会等の通常会費	不
経費	荷造運賃	運送料、宅配料、郵便小包	課
	水道光熱費	電気・ガス・水道料、灯油代	課
	旅費交通費	国内出張の旅費、鉄道・航空・乗船運賃、宿泊費、日当、駐車料、通行料、高速料金、回数券代	課
		海外出張の旅費、宿泊費、日当	不
経費	通信費	国内の電話料金、郵送料、切手代	課
		国際通信、国際郵便	不
	広告宣伝費	看板等の取得費用、カレンダー代、広告料金	課
		飲食代、ゴルフプレー代	課
経費	接待交際費	商品券・オレンジカード等の贈答	非
		慶弔禍福の金銭の支出、使途不明金	不
	損害保険料	掛捨て、積立保険料を含む	非
	修繕費	事業用資産のための修理・メンテナンス費用	課
経費	消耗品費	事務用消耗品、文房具の購入費用	課
	減価償却費		内部処理
	福利厚生費	健康保険料等の法定福利費	非
		作業衣、健康診断料、運動会費用	課
経費		慶弔禍福の金銭の支出	不
		給与・賞与、諸手当、退職金	不
	給料賃金	通勤手当、定期代	課
			通常必要と認められる部分の金額に限る
経費	外注工賃	加工・修理等による加工賃・手間賃	課
	利子割引料	支払利息、割引料	非
	地代家賃	店舗・事務所・倉庫等の使用料	課
		土地の賃借料	非
経費	貸倒金	売掛債権①	※
		貸付債権	不
		顧問料等（弁護士・税理士）	課
	雑費	調査費、貸金庫使用料	課
経費		信用保証料、住民票・謄本の交付料	非
		交通反則金、罰課金	不
		委託販売手数料、振込手数料	課
	引当金等	貸倒引当金繰戻	不
経費	専従者給与	専従者に対する給与・賞与	不
	貸倒引当金繰入		不

2. 不動産用

科 目	取 引 内 容 等	判定	摘 要
収入金額	住宅や土地の貸付けに関する部分	非	
	店舗、事務所、駐車場等の貸付けに関する部分	課	
	住宅や土地の貸付けに関する部分	非	
	店舗、事務所、駐車場等の貸付けに関する部分	課	
経費	返還義務がある部分	不	
	返還義務がない部分	非	
	・住宅や土地の貸付けに関する部分	非	
	・店舗、事務所、駐車場等の貸付けに関する部分	課	
経費	租税公課	所得税、事業税、印紙税、消費税、青申会・商工会等の通常会費	不
	損害保険料	掛捨て、積立保険料を含む	非
	修繕費	事業用資産のための修理・メンテナンス費用	課
	減価償却費		内部取引
経費	借入金利子	支払利息	非
	地代家賃	事業用に借り入れた土地・住宅	非
		事業用に借り入れた土地・住宅以外のもの	課
	給料賃金	給与・賞与・退職金	不
経費		通勤手当	課
			通常必要と認められる部分の金額に限る
	その他の経費	物品購入費等対価性のあるもの	課
		慶弔費・餞別等の現金支出	不
経費		商品券・ビール券等の購入費	非
			事業用に使用した場合は課税仕入れ
経費	専従者給与	専従者に対する給与・賞与	不

3. 購入

科 目	取 引 内 容 等	判定	摘 要
共通	有価証券	非	課税売上割合の算定上譲渡対価の5%が非課税売上げ
	棚卸資産	不	購入（仕入）した時点で課税
	建物	課	譲渡対価、購入対価が課税対象
	建物附属設備	課	譲渡対価、購入対価が課税対象
共通	機械装置	課	譲渡対価、購入対価が課税対象
	車両運搬具	課	譲渡対価、購入対価が課税対象
	工具器具備品	課	譲渡対価、購入対価が課税対象
	土地	非	造成費、仲介手数料は課税仕入れ
不動産	構築物	課	譲渡対価、購入対価が課税対象
	船舶	課	譲渡対価、購入対価が課税対象
	借地権	非	仲介手数料は課税
	公共施設負担金	不	
不動産		上記以外	課

- ① 「1. 一般用」の「経費」－「貸倒金」－「売掛債権」で税額控除の対象となるのは、課税事業者であった年に発生した売掛債権のみである。
- ② 売上原価、必要経費等で、判定が「非」及び「不」となる科目は課税仕入れに該当しない。